

デイサービスまほろば指定地域密着型通所介護〔指定予防通所介護事業〕

事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社まほろばが設置するデイサービスまほろば（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

6 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めるものとする。

7 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者

等へ情報の提供を行う。

8 前7項のほか、「沖縄県指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」、「沖縄県指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準を定める規則」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりする。

- (1) 名 称 デイサービスまほろば
- (2) 所在地 北谷町字吉原 790-15

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (生活相談員、介護職と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 地域密着型通所介護従業者

- ①生活相談員 1名以上 (管理者、介護職と兼務 1名・介護職兼務 1名)

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の利用の申込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

- ②介護職員 2名以上

(管理者、生活相談員と兼務 1名・生活相談員と兼務 1名・介護職 1名)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- ③機能訓練指導員 0名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日、2日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時00分とする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分～午後3時20分・午後4時20分

(指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1単位 10名

(指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 食事サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）レクレーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) グループ活動（介護予防）など

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 指定予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、「沖縄県介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」（以下「算定基準要領」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

3 通常の事業の実施地域内の送迎を行うものとする。

4 食事の提供に要する費用については、別紙に掲げる費用を徴収する。

5 その他、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、北谷町内とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、沖縄県広域連合会、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録をする

ものとする。

4 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により沖縄県広域連合会、市町村（以下「市町村等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村等からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した予防通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又は家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの事情について国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第18条 事業所は、指定密着型通所介護〔指定予防通所事業〕のサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（地域との連携など）

第19条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねらう等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

協議会については、文書及びテレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又は、その家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを終了した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社まほろばと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年 5月15日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年12月 23日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成30年12月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 1月 8日から施行する。
この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 3月 31日から施行する。
この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 6月 27日から施行する。
この規程は、令和6年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 9月18日から施行する。